

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和元年6月1日～6月30日分)

令和元年7月18日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校教員統計調査	文部科学大臣	承認事項の変更 令和元年度調査の実施に当たり、以下について変更 ① 調査票の提出期限の変更 調査票の提出期限が土日祝日に該当した場合には翌平日とすることを明記するよう変更 ② 集計事項の変更 学校教育制度の改正に伴う集計事項の修正漏れ及び調査計画上の記載誤りに係る集計事項の変更	R1.6.13

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。